## 全国民生委員互助事業 給付金申請の時期と留意事項について【令和7年度】

	種別	金額	申請できる期間 (いずれも最長で 発生後1年以内)	申請のタイミング	留意事項
公務関係	公務死亡	10~20万円	発生後直ちに〜 発生後最長 1 年以内	発生後、できるだけ速やかに申請 してください。	必要書類の添付
	公務傷害見舞	2~15万円	発生後最長1年以内	<重度の後遺障がいや長期 (180 日以上) の入院を伴う場合>	※医師の診断書(原本)は、原 則として受傷後1か月以内の取 得をお願いします。
	公務疾病見舞	2~15万円	発生後最長 1 年以内	完治後、できるだけ速やかに申請 してください。	必要書類の添付  ※医師の診断書(原本)は、原則として発症後1か月以内の取得をお願いします。  ※入院中等完治していなくとも、治療期間が180日に達した時点で速やかに申請してください。
般給付	一般死亡	3万円	発生後直ちに〜 発生後最長 1 年以内	発生後、速やかに申請してくださ い。	死亡年月日の記入
	配偶者死亡	1万円	発生後直ちに〜 発生後最長1年以内	発生後、速やかに申請してください。 い。	死亡年月日の記入
	一般傷病 療養1か月以上2か月未満 (31日〜60日)	8千円		全治期間が31日〜60日で確定したら、速やかに申請してください。	・同一事由によるものは1回の み申請可 ・全治期間の記入
	一般傷病 療養2か月以上 (61日~)	1万円	後~発生後最長1年 以内	治療期間が2か月(61日)に達した場合は、治療中でも申請可能です。 2か月(61日)に達した時点で、速やかに申請してください。	・全治期間の記入 ・治療中の場合は「発生日~ 治療中」と記入
	災害見舞 (全壊·大規模半壊·中規模半壊) (半壊・準半壊)	10万円 5万円	発生後直ちに〜 発生後最長 1 年以内	発生後、関係官公署より罹災証明書(コピー可)を取得のうえ、速やかに申請してください。	罹災証明書による被害区分 (全壊、大規模半壊、中規模 半壊、半壊、準半壊)、被災 の年月日・災害の種類や名称 (台風○号、▽▽地震、火災 等)の記入
	退任慰労 (在任3年を超える9年未満) (在任9年以上15年未満) (在任15年以上)	3千円 5千円 7千円	発生後直ちに〜 発生後最長 1 年以内	発生後、速やかに申請してくださ い。	退任年月日と在任期間の記入 ※令和10年12月1日(一斉改選 に伴う11月30日退任者)より 「在任9年以上一律5千円」の 一区分に改定

<sup>※</sup>申請のタイミング:治療期間が長期にわたる場合であっても、一定期間(公務傷害・公務疾病180日、一般傷病61日)に達した時点で申請手続きを行ってください。

<sup>※</sup>申請できる期間:取扱要領より「申請は、事故発生後1年以内に行うこと」としています。 「1年以内」とは事故発生日から全社協 「に申請書類が到着するまでの期間」とします。発生から1年を超えた申請は給付対象外となりますので、できるだけ速やかに申請して ください。